

令和  
5年度

# 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金 低所得者の子育て世帯への加算給付金

についてのご案内

## 給付対象世帯と支給内容

	令和5年度釧路市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金	令和5年度釧路市低所得者の子育て世帯への加算給付金
対象世帯	基準日において、釧路市の住民基本台帳に記載されている世帯で、2023(令和5)年度住民税が「世帯全員均等割のみ課税」または、「均等割のみ課税の方」と「均等割非課税の方」で構成される世帯	基準日において、釧路市の住民基本台帳に記載されている世帯で、世帯全員の2023(令和5)年度住民税が「均等割非課税」または「均等割のみ課税」で、18歳以下の児童を扶養する世帯
支給額	1世帯当たり10万円	児童1人当たり5万円
基準日	2023(令和5)年12月1日(国が定めた基準日)	
支給要件	1. 世帯全員が、住民税が課されている方の扶養を受けていないこと 2. 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいないこと	

### ※留意事項

- ◆令和5年度釧路市住民税非課税世帯支援給付金(7万円の追加)を受給済の世帯については、令和5年度釧路市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の対象世帯とはなりませんのでご注意ください。
- ◆窓口での受付および現金の支給は原則行いません(※銀行口座がない等、やむを得ない場合に限り窓口で現金を支給しますが、日数を要します)。
- ◆配偶者から暴力を受けている方等、特別な事情のある方は、お早めにご相談ください。
- ◆ご自身が対象であるかどうかについては、本人確認ができないため、お電話やメールではお答えできません。
- ◆年度途中での修正申告等により対象世帯となった場合については、申請が必要となりますので、下記コールセンターまでお問い合わせください。

## 申請から給付まで

### 手続き

#### ①対象と見込まれる世帯

⇒案内文書を順次発送しています。届いた方は、必ず内容をご確認ください。

#### ②申請が必要となる世帯

(例：2023(令和5)年1月2日以降に転入した世帯員がいる世帯、2023(令和5)年12月2日以降に生まれた新生児がいる世帯等)

⇒市ホームページから申請書様式をダウンロードするか、コールセンターへ連絡の上申請書をご請求いただき、申請書に記載の提出書類と併せて郵送してください。

※4月中旬に申請受付開始予定

### 給付

申請書類等が市に返送された後、審査を行い約3週間で支給します。

## 申請期限

2024(令和6)年5月31日(金)まで

### ご不明な点など問合先

釧路市給付金コールセンター(☎0120-170-200)まで  
※午前8時50分～午後5時20分(平日のみ)

最新の情報は、随時市ホームページにてお知らせします!

☞ <https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/fukushi/1013878/1013879.html>



# スポーツの季節がやって来ました!

市内の各スポーツ施設が順次オープンします。爽やかな日差しの下で、スポーツに親しんで健やかに過ごしましょう。



施設名	オープン日	問合先
<b>大規模運動公園スポーツ施設</b>		
●市民陸上競技場	4月1日(月)	(一財) 釧路市スポーツ振興財団(☎31-1230)
●市民テニスコート	4月15日(月)	
●ウインドヒルひがし北海道スタジアム(市民球場)、ウインドヒルひがし北海道附属スタジアム(附属球場)、市民サッカー場、市民附属競技場、市民ソフトボール場、市民ゲートボール場	5月1日(水)	
<b>その他のスポーツ施設</b>		
●柳町ローラースケートコース	4月20日(土)	(一財) 釧路市スポーツ振興財団(☎31-1230)
●愛国ニュータウンテニスコートA・B		
●河畔野球場A～D、美原野球場、鳥取野球場、星が浦野球場、鳥取7号公園野球場	5月1日(水)	釧路広域連合(☎92-2002)
●鶴ヶ岱・柳町テニスコート		
●河畔サッカー場A・B	5月8日(水)	(一財) 釧路市スポーツ振興財団(☎31-1230)
●釧路広域連合高山の森パークゴルフ場		
●河畔サッカー場C	5月20日(月)	(一財) 釧路市スポーツ振興財団(☎31-1230)
●河畔ラグビー場		
●柳町・河畔パークゴルフ場		
<b>阿寒地域のスポーツ施設</b>		
●阿寒町総合運動公園(野球場・多目的広場)	5月1日(水)	阿寒町スポーツセンター(☎66-3653)
●阿寒町スポーツセンター水泳プール	6月1日(土)	
●阿寒湖畔トレーニングセンター水泳プール	6月1日(土)	阿寒湖畔トレーニングセンター(☎67-2162)
<b>音別地域のスポーツ施設</b>		
●音別町野球場	5月1日(水)	市教委音別生涯学習課(☎01547-6-2034)
●音別町運動公園広場		
●音別町パークゴルフ場		

### スポーツ安全保険のご案内 ～万一の事故に備えたい方へ～

**加入資格** 4人以上のスポーツ、文化、ボランティアなどの活動をする団体  
**受付期間** ～2025(令和7)年3月30日  
**保険期間** 掛金支払日翌日～2025(令和7)年3月31日

**対象となる事故の範囲**  
団体活動中または自宅と活動会場の往復途中に起きた事故

インターネット(スポあんネット)のみでの加入手続きとなります。  
※掛け金や補償額については、下記へお問い合わせください。

問合先 (公財)スポーツ安全協会北海道支部(☎011-820-1709)